

緑化の推進に関する指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号）第12条から第15条までの規定に基づき、緑化の推進について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 製造・加工・修理等を行う工場、倉庫業を営む倉庫、配送センター、流通センター及びトラックターミナル等
- (2) 店舗、事業所等 前号に定める工場を除く店舗、事業所及び倉庫等
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で生育期間が2年以上のもの
- (4) 高木 成木に達したときの樹高が3.5m以上の樹木
- (5) 中木 成木に達したときの樹高が2.0m以上3.5m未満の樹木
- (6) 低木 成木に達したときの樹高が2.0m未満の樹木
- (7) 生垣 地盤面から高さ0.9m以上の概ね均一な樹木を1m当たり2本以上連続して植栽しているもの
- (8) 地被類・芝 草本やササ類、シダ植物、コケその他の地面を低く面的に覆う植物
- (9) 植栽基盤 樹木、芝、その他の地被類が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分
- (10) 建ぺい率 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条に規定する建ぺい率をいう

(緑化する土地の面積及び数量)

第3条 緑化する面積及び数量は、別表1及び別表3に定めるとおりとする。（法令等に別の定めがある場合等を除く。以下次条及び第5条において同じ。）

(緑化の方法)

第4条 緑化の方法は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 緑化は樹木等の植栽とし、主として常緑樹の高木及び中木の植栽に努めること。

(2) 工場等敷地の緑化は、集団植栽とし、工場等敷地の外周部分から優先して行う。

(樹木等の植栽基準)

第5条 第3条に規定する緑化する面積に対する植栽基準は、別表1に定める行為については別表2のとおりとし、別表3に定める行為については別表4のとおりとする。

(緑化の実施期間)

第6条 緑化の実施期間は、協定等締結の日から3年以内とする。

(管理)

第7条 居住者又は事業者は、当該緑化の管理体制を整え、良好な維持管理を行うものとする。

(緑化の協定の様式)

第8条 緑化の協定は、工場等敷地緑化協定書(第1号様式)又は宅地造成地緑化協定書(第2号様式)により協定するものとする。

(届出の様式)

第9条 前条に定める協定を締結した事業者は、当該協定に係る植栽を実施するときは着手届(第3号様式)を、完了したときは完了届(第4号様式)を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第3条の規定に基づき樹木等の植栽を行う者は、植栽を完了したときは完了届(第4号様式)を、市長に届け出なければならない。

(協議)

第10条 事業者は、工場等敷地及び宅地造成地の具体的緑化推進にあたっては、事前に市長と協議するものとする。

附 則

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

行為の区分		緑化する面積及び数量
住 宅 地	開発行為等面積が 0.1ha以上 又は 開発行為等計画戸 数が10戸以上	1宅地10本以上の中木及び高木 又は $((1 - \text{建ぺい率}) \times 15\% \text{以上}) \times A$ ※ A : 1宅地ごとの敷地面積
集合住宅地	開発行為等面積が 0.1ha以上 又は 開発行為等計画戸 数が10戸以上	計画戸数に15本を加えた本数以上 の中木及び高木 又は $((1 - \text{建ぺい率}) \times 15\% \text{以上}) \times A$ ※ A : 敷地面積
居 住 地		できる限りの面積
公園、街路等公共施設		別に市長の指示する面積及び本数

別表 2 (別表 1 の緑化する面積に対する樹木等の換算面積)

区分	面積 (㎡)	植栽時の樹高 (m)
高 木	1本あたり 3.0	3.0
中 木	1本あたり 1.0	1.5
低 木	1本あたり 0.25	0.3
生 垣	延長 $\times 0.6$	0.9
地被類・芝	植栽基盤全体の 面積	

緑化する面積は、区分に応じた樹木等面積を組合せ計画する。

備考 地被類は16株/㎡以上。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは、36株/㎡以上。

芝は7分張以上。7分張未満は、実際の張芝の水平投影面積が緑化面積。

駐車場緑化は、保護資材の設置面積 $\times 0.8$ とする。ただし、保護資材の緑化率が64%未満の場合は、保護資材の設置面積 $\times$ 保護資材の緑化率 $\times 1.25$ とする。

別表 3

行為の区分		緑化する面積
新たな工場設置	開発行為等面積が 0.3ha 以上	(敷地面積) × 20% 以上
既存工場		(敷地面積) × 10% を目標
店舗・事業所等		(敷地面積) × 3 % 以上

※既存工場:この指導要領が施行される(昭和48年4月1日)以前に
竣工していた工場

別表 4 (別表 3 の緑化する面積に対する樹木等の基準)

区分	基準
樹 木	10㎡あたり ① 高木 2 本以上 ② 低木 6 本以上 ③ 高木 1 本かつ低木で 3 本以上
地被類・芝	別表 2 備考のとおり

第 1 号様式（第 8 条関係）

工場等敷地の緑化に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）は、都市環境整備保全の一環として緑化運動を展開し、みどりの都市づくりを推進するため、春日井市緑化の推進に関する条例第 15 条の規定に基づき、事業者（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（緑化する土地の面積）

工場等敷地の パーセント

第 1 条 乙は、工場立地法に基づく緑地率 以上を緑化するものとする。

大規模行為届出制度に基づく緑地率

（緑化の方法）

第 2 条 緑化の方法は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 緑化は樹木等の植栽とし、高木の植栽に努めるものとする。
- (2) 植栽は、集団植栽の方法により工場等敷地の外周部分から優先して行う。
- (3) 具体的実施については、その都度、甲と設計協議を行う。

（管理）

第 3 条 乙は、当該緑化の管理体制を整え維持管理を行うものとする。

（協議）

第 4 条 その他、この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

住 所

乙 事業者

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第 2 号様式（第 8 条関係）

宅地造成地の緑化に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）は、都市環境整備保全の一環として緑化運動を展開し、みどりの都市づくりを推進するため、春日井市緑化の推進に関する条例第 15 条の規定に基づき、事業者（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（緑化する土地の面積及び数量）

第 1 条 緑化する土地の面積及び数量は、次の各号に掲げるところにより実施するものである。

- (1) 宅地は緑化の推進に関する指導要領の基準に基づき植栽を行う。
- (2) 公園、街路等公共施設の緑化は、甲の指示する面積、本数に従い行う。

（緑化の方法）

第 2 条 緑化の方法は樹木等の植栽とし、高木及び中木の植栽に努めるものとする。

（管理）

第 3 条 乙は、当該緑化の管理体制を整え維持管理を行うものとする。

（協議）

第 4 条 その他、この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

年 月 日

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

住 所

乙 事業者

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

第 3 号様式（第 9 条関係）

着 手 届 年 月 日 (宛先) 春日井市長 住所 事業者 氏名 緑化の推進に関する指導要領第 9 条第 1 項の規定により、次の とおり届出します。	
緑化協定締結年月日	年 月 日
事業地の所在地	春日井市
工事着手予定年月日	年 月 日（予定）
工事完了予定年月日	年 月 日（予定）
備 考	担当者氏名・連絡先

※ 工事着手の 1 0 日前までに提出してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

完了届 年 月 日 (宛先) 春日井市長 住所 事業者 氏名 緑化の推進に関する指導要領第 9 条第 項の規定により、次のとおり届出します。	
緑化協定締結年月日	年 月 日
事業地の所在地	春日井市
工事完了年月日	年 月 日
備考	※敷地面積・計画戸数を記載 「記載例」 住宅地 (敷地面積 m ²) 集合住宅地 (敷地面積 m ²) (計画戸数 戸)

※ 完了写真添付（植栽）